

南種子町再犯防止推進計画

令和 7 年 4 月

南 種 子 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 犯罪情勢等

- 1 国内の刑法犯検挙中の再犯者数及び再犯者率の状況・・・・・・・・ 2
- 2 県内の刑法犯認知・検挙件数の状況・・・・・・・・ 2
- 3 町内の刑法犯認知件数の状況・・・・・・・・ 2

第3章

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第4章

- 1 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 就労・住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 関係団体との連携及び行政・福祉サービスの提供・・・・・・・・ 5

第5章

- 1 関係機関・団体との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 庁内関係部署との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

令和6年版再犯防止推進白書によると、刑法犯検挙者の再犯者数は、平成19年以降減少していたが、令和5年は86,099人と前年より4,916人増加となりました。

一方で再犯率は、上昇傾向にあり令和2年は49.1%と過去最高となったが、令和6年は47.0%と減少しました。しかし安全で安心な社会の実現のためには、いかに、犯罪をした者等が再び罪を犯さないことが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、平成28年12月に再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

国は、同法に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定し、鹿児島県においても、平成31年3月に「鹿児島県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで本町においても、関係団体との連携を深め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪を犯した人や非行のある少年を地域社会から排除・孤立させることなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、「南種子町再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、今後の社会情勢の変化や国・県の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 犯罪情勢等

1 国内の刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯者率の状況

国内の刑法犯検挙者数、再犯者数は減少傾向にあったが令和5年は共に増加となっています。しかし、再犯者率においては減少となっております。

年次	刑法犯検挙者数	刑法犯再犯者数	刑法犯再犯者率
令和3年	175,041	85,032	48.6
令和4年	169,409	81,183	47.9
令和5年	183,269	86,099	47.0

(令和6年版再犯防止推進白書より)

※「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、「前に道路交通法違反」を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいい、「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に定める再犯者数の割合をいう。

2 県内の刑法犯認知・検挙件数の状況

県内の刑法犯認知・検挙件数は、年々増加しており主に窃盗犯が全体の61.2%を占めています。

		令和4年	令和5年	令和6年
総数	認知件数	5,113	6,721	7,366
	検挙件数	2,325	2,735	2,841
凶悪犯	認知件数	39	81	93
	検挙件数	34	59	66
粗暴犯	認知件数	376	566	613
	検挙件数	316	411	422
窃盗犯	認知件数	3,414	4,250	4,511
	検挙件数	1,529	1,707	1,711
知能犯	認知件数	278	514	848
	検挙件数	129	163	194
風俗犯	認知件数	69	151	210
	検挙件数	55	82	132
その他の刑法犯	認知件数	937	1,159	1,091
	検挙件数	262	313	316

(鹿児島県警察ホームページより)

3 町内の刑法犯認知件数の状況

町内の刑法犯認知件数は、令和5年に比べ令和6年は3件の減少となっています。

	令和5年	令和6年	増減数
認知件数	15件	12件	△3件

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

法第3条に規定された「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」の基本方針及び平成31年3月に策定された「鹿児島県再犯防止推進計画」の内容を踏まえ、本町の実情に応じた計画を策定し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら次の重点項目により再犯の防止等に関する取り組みを推進します。

2 重点項目

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、次に掲げる3つの取り組みを重点的に推進します。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの提供

第4章 町の取組について

1 広報・啓発の推進

町民にとって馴染みの薄かった再犯防止、または罪を犯した人々の社会復帰支援についての理解を深めるため、町と関係団体が主体となり、町民に広報・啓発活動を推進します。

(1) 「社会を明るくする運動」強調月間における啓発活動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、保護司の方々が、町内各小中学校等に対してあいさつ活動を実施します。地域社会の連帯感を強め、思いやりの心を醸成する役割があります。あいさつ運動を実施することで、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みやすい地域社会づくりに繋げていきます。

また、小中学生を対象に作文の募集を行うなど、期間中様々な啓発活動を実施していきます。

(2) 内閣総理大臣・県知事メッセージの町長への伝達

7月上旬に、保護司の方々が町長を訪問し、内閣総理大臣・県知事メッセージが伝達されます。その際、保護司の日頃の活動内容や現状の問題等について、町長と意見交換も行います。

(3) 町広報誌等による啓発

7月の強調月間中に町広報誌に「社会を明るくする運動」についての記事掲載や、役場庁舎内及び公共施設内でのポスター掲示等の呼びかけにより、運動の周知を図り犯罪や非行のない明るい地域社会を目指すための啓発活動を行います。

2 就労・住居の確保

刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者であり、また、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰任先が確保されないまま、刑務所を出所しています。仕事についていない者の再犯率や、帰任先の確保されていない者の再犯率の高さ、再犯までの期間の短さから、これらの対策を講じることが再犯防止の上で重要となります。

(1) 就労の確保について

刑犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの就労支援について、保護司、更生保護団体、協力雇用主、ハローワーク等の関係団体と協力し、就労しやすい環境づくりを目指します。

(2) 住居の確保について

住居について、身元引受人、保護司、更生保護関係者、その他関係団体と連携して、住居の確保に努めます。

3 関係団体との連携強化及び行政・福祉サービスの提供

犯罪をした者等が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、保護司会や社会福祉協議会、県地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、出所後の行政・福祉サービス等を受けることができる必要があります。保健医療・福祉サービスは、罪を犯した者等であるか否かに関わらず、誰にでも提供されます。支援が必要な人の状況に応じた適切な支援ができるよう連携を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携強化

国、県、刑事・司法関係機関、保護司会等の関係団体と連携・情報共有しながら計画の円滑な推進に努めます。

2 庁内関係部署との連携

庁内関係各課と連携し、相互の情報共有等を図りながら、全庁的に計画を推進していきます。